

# 八千代市消費生活センター

## 令和7年度1月新規受付相談件数

	当 月 分	前 月 分	年 度 累 計
苦 情	114 件	105 件	1,103 件
問い合わせ	12 件	12 件	142 件
計	126 件	117 件	1,245 件

## 相談の傾向と被害に遭わないための注意点

1月の相談件数は126件で、先月と比較すると9件の増加となっており、年齢別では、65歳以上の高齢者からの相談が39件と全体の31%を占め、そのうち75歳以上の後期高齢者の相談は24件ありました。

販売形態別の内訳で主な項目としては、通信販売が43件、店舗販売が34件、訪問販売が20件となっています。

これらの相談のうち、インターネット上の広告を見て有名ブランドのサイトと勘違いし「衣類や靴等を購入したところ商品が届かない」とか、「業者と連絡が取れず詐欺サイトではないか」という、昨年12月と同様の相談が8件ありました。

また、SNSを通じて知り合った相手から、結婚資金を貯めるために暗号資産の投資を勧められ、多額の費用を支払ってしまったという相談もありました。暗号資産の投資による詐欺の場合、被害額も高額となり回復は難しい状況です。

こうした被害のきっかけとして、副業サイトや出会い系サイトのほか、著名人を騙った勧誘など様々な手口があることを知っておいていただきたいと思います。

次に、定期購入に係るトラブルを見ると、「『縛りなし、お試し』という広告を見て、1回限りの注文のつもりが定期購入になっていた」や「業者に電話を掛けても繋がらない」などの相談が10件ありました。広告に惹かれ簡単に注文してしまいがちですが、注文前に事業者情報、返品条件をよく確認するとともに、広告や注文画面などをスクリーンショットして保存することをお勧めします。

そのほか、物干し竿の訪問販売に係る相談が2件ありました。不必要で高額な

支柱の交換を強引に勧められたという事例もあり、今後、このようなケースが増加することが予想されることから注意が必要です。

これは、クーリング・オフの対象となりますが、業者の連絡先が分からないと、クーリング・オフの通知を出すことができないため、被害の回復は望めなくなります。また、業者の話を聞いてしまうと、執拗な購入を迫られ、断ることが難しくなってしまいますので、対応しないことが最善の対策であることをご理解ください。